**～　「ジョブ･ドア企画」実施にあたっての留意事項説明書　兼　申込書　～**

「ジョブ･ドア企画」を実施いただくにあたり、下記についてご留意願います。

※　本様式は申込書を兼ねています。当該様式と掲示物をご提出いただき、審査を行います。

審査に問題がなければ手続きが完了となり掲示を開始します。申し込みにあたっては、

事前にご相談をお願いします。

　なお、申し込みにあたり、ご提出いただく掲示物は審査に使用させていただきますので、

審査の可否にかかわらず、ご返却いたしませんので、ご注意ください。

１　ジョブ･ドア企画について

　審査、準備等の都合上、実施希望月の前月中（１週間以上前まで）に申し込みをお願いします。

　掲示の期間は１日～同月末日(16時)までの最長１ヶ月とし、掲示物がなくなり次第本企画も

終了となります。

なお、１日が閉庁日の場合は翌開庁日を実施日、末日が閉庁日の場合は直前の開庁日を末日

とします。

　　　　※企画終了については、ハローワーク大津から連絡はいたしませんので、ご注意ください。

　次回実施を希望される場合は、特定の事業所に集中しないよう、１か月以上間隔を空けることとします。

　求職者へ周知方法については、１階職業相談部門のラックによる掲示とします。

　対象となる事業所は以下のとおりです。

➀ハローワーク大津から一般求人を出しており、かつ就業場所が管内であること。

➁有効中である雇用期間の定めのない求人、又は、雇用期間が４ヶ月以上の求人であること。

※ただし、対象求人であっても、管内求職者の状況を勘案し、実施の可否を決定します。

　　　　➂雇用形態が派遣ではないこと。

２　掲示物について

　掲示物はラックに収納できるＡ４サイズおよび数に限ります。

　　　　※ハローワーク大津では掲示物の作成はできませんのでご注意下さい。

また、提供できる掲示スペースは１事業所につき１つです。

　掲示物は求職者に対し、求人票では伝わらない魅了等をＰＲするためのものに限ります。

　　　　そのため、求人に関係の無いもの、求職者に誤解を与える可能性が高いと判断されるもの等は掲示できません。

　掲示物については、著作権や肖像権等の権利関係に支障がないことを事前に確認してください。

　　　　仮に、掲示後に著作権や肖像権等に問題が発生した場合は、ただちにハローワーク大津まで、

　　　　ご連絡をお願いします。

　掲示物については、不特定多数の来所者が手に取られる可能性があります。そのため、

掲示物に破損等が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

　掲示期間終了後の掲示物の取扱について以下の２つから選択してください。

残っている掲示物の回収を　希望する　希望しない

・回収を希望される場合は、ハローワークにご来所の上、掲示物の回収をお願いします。

郵送等による対応はできません。回収は、**掲載期間最終日(15時)まで**にお願いします。

期限までに回収されない場合は、回収を希望しないものとみなし、廃棄させていただ

きますのでご注意ください。

回収の際は事業所・企画部門にお声がけ下さい。

・回収を希望されない場合は、掲示期間が終了次第廃棄させていただきます。

※回収を希望しない→希望するへの変更はできませんのでご注意ください。

　**掲示物について生じる問題について、ハローワーク大津は一切責任を負いません。**

３　本事業実施後の対応について

　本事業終了後、１週間以内にアンケートをハローワーク大津に提出してください。

　　　　アンケート結果は今後の企画の運営の参考とさせていただきます。

以上について同意の上、「ジョブ･ドア企画」を申し込みます。

申込年月日　　　令和　　年　　月　　日

実施希望日　　　令和　　年　　月　　日

事業所番号　　　2501-

事業所名

所在地

担当者氏名

連絡先　　　ＴＥＬ